

令和8年度 島本町介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問型サービスA－2）実施事業者募集要領

1 事業の目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年島本町規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）における訪問型サービスA－2を実施する事業者募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

訪問型サービスA－2

(2) 事業の内容等

高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう、身の回りの掃除や洗濯等の軽度な家事支援サービスを提供することで、安心した在宅生活を継続できるように支援する。

(3) 事業の対象者

次のいずれかに該当する方

ア 要支援1または要支援2と認定された方

イ 基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方

(4) サービス内容

生活援助（具体的な行為としては、掃除、買い物、調理、ゴミの分別やゴミ出し、洗濯、ベッドメイキング、衣類の整理等の介護保険サービスで認められているもの）

(5) サービスの提供量

週1回から3回で、ケアマネジャーが行うケアマネジメントに基づいて実施

(6) 委託料

次のいずれかの金額に提供回数を乗じたものを翌月に出来高払い

ア 45分以内 サービス提供1回につき979円

イ 30分以内 サービス提供1回につき664円

(7) 利用者負担金

ア 45分以内 サービス利用1回につき250円

イ 30分以内 サービス利用1回につき200円

(8) 人員基準

ア 管理者は専従1名以上とする。ただし、支障がない場合は、他の職務や同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能とする。

イ 従事者は必要数とする。資格要件は、介護福祉士または介護職員初任者研修修了者、町が主催する研修修了者のいずれかに該当するものとする。

ウ 訪問事業責任者は、従事者のうち必要数とする。

(9) 設備基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、事業の実施に必要な設備や備品を備える。

(10) 運営基準

- ア 必要に応じ、個別サービス計画の作成
- イ 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理
- ウ 従事者または従事者であった者の秘密保持
- エ 事故発生時の対応
- オ 廃止及び休止の届出、便宜の提供
- カ 記録の作成と保存義務

(11) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募資格

事業の応募ができるのは、当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立または民事更生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続きの申立がされていないこと。
- (3) 過去3年間に国税または地方税の滞納がないこと。
- (4) 島本町暴力団排除条例（平成26年3月31日条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団または第2条第2号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人もしくはこれらに準ずる者でないこと。
- (5) 介護保険法等関係法令を遵守していること。
- (6) 1年間継続して事業を実施できること。

4 提出書類

- ア 島本町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（訪問型サービスA－2）応募申請書（様式第1号）
- イ 従事者の名簿
- ウ 従事者の資格を証明するものの写し
- エ 事業所の平面図
- オ 管理者経歴書
- カ 賃貸借契約書の写し（事業所が法人所有でない場合）
- キ 運営規程
- ク 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ケ 島本町暴力団排除条例に関する誓約書（提出不要の団体等でない場合）

5 審査結果の通知・契約

- (1) 町において応募申請書の内容を審査し、その結果を3月末までに島本町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（訪問型サービスA－2）事業者決定通知書（様式第2号）もしくは、島本町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（訪問型サービスA－2）事業者却下通知書（様式第3号）で通知するものとする。
- (2) 町が事業者として適格と決定した場合、町と当該事業の実施に係る委託契約を締結することとする。

6 応募の取消

応募をした事業者が、応募受付の日から委託事業者決定の日までの間に、応募の資格要件を満たさなくなつた場合は、応募を取り消す。

7 その他

当該募集要領等に関し、質問がある場合は2月9日（月）までに別紙の質問票、別紙の質問票に必要事項を記入のうえ、ファックスまたは電子メールもしくは質問書の書面提出により、高齢介護課まで提出すること。

なお、質問があった場合の回答については取りまとめの上、2月13日（金）に回答する。

8 申請書等の提出方法等

- (1) 提出期間 **令和8年2月2日（月）から2月20日（金）まで**
(※質問は2月9日（月）締切)
- (2) 提出先 〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号
島本町健康福祉部高齢介護課（島本町役場1階）
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送
※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで
※郵送の場合は、当日消印有効
- (4) 問合せ 島本町 健康福祉部 高齢介護課
電話：075-962-2864
FAX：075-962-5652
E-mail：kaigo@shimamotocho.jp